

市県民税申告・確定申告
2月16日～3月15日

今年の所得申告は、新型コロナウイルス感染症対策をした開催となります。申告受付は完全予約制・会場を変更して行います。来場の際は、感染症対策にご協力をお願いします。また、3密回避のため、**申告書のインターネット作成・郵送またはオンラインでの申告**を推奨しています。

市県民税申告 ★完全予約制

ところとや

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 2月2日㈫・3日㈬ | 三谷公民館 |
| 2月4日㈭ | 大塚公民館 |
| 2月5日㈮ | 西浦公民館 |
| 2月9日㈫・10日㈬ | 形原公民館 |
| 2月16日㈫～3月15日㈰ | 市民会館（会場を変更しました） |
| (田代චを除く、2月27日㈰午前は開場) | |

対象

令和3年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当し、所得税の申告をしない方

- ・給与所得、公的年金などの源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除など）を追加する
 - ・給与や公的年金以外の所得（営業、農業、不動産などの所得や生命保険の年金など）があった

※所得がなくても、国保税の軽減適用、税証明の発行などのため申告が必要となる場合があります。

確定申告

七

2月16日火～3月15日月（土日祝を除く、2月21・28日は開場）

ところ

豐橋稅務署

★入場整理券が必要（当日配布またはLINEで事前発行）

税理士による無料税務相談所

★完全予約制

三

2月16日(火)～3月8日(月)(土日祝を除く)午前9時30分～正午、午後1時～4時

二二三

市民会館

对 象

次のいづれかに該当する方

- ・相談内容が簡易な給与所得者、年金受給者
 - ・事業所得、不動産所得、年金以外の雑所得があり、令和元年分の所得金額が300万円以下の方（消費税の課税事業者である場合は平成30年分の課税売上高が300万円以下の方）

※譲渡所得、山林所得、贈与税、相続税の申告受付・相談は、豊橋税務署へ

稅務課  66-1116

税制改正（主なもの）



所得金額調整控除の創設 次のいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除します。・その年の給与などの収入額が850万円を超える給与所得者で、本人が特別障害者または23才未満の扶養親族を有する場合もしくは特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合・給与所得と年金所得の双方を有する場合

・給与所得控除額・公的年金等控除額がそれぞれ一律10万円引き下げられました。

・給与収入が850万円を超える場合の控除額が195万円に引き下げられました。

・公的年金などの収入が1千万円を超える場合の控除額に上限が設けられました。